

令和5年3月16日

令和5年度事業計画

酒田水先区水先人会

本会の目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

本会は、この目的を達成するため、次の事業を行うこととしている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 日本水先人会連合会（以下「連合会」という。）が行う水先人の確保に関する必要な施策に協力すること。
- (5) 本会及び会員の業務に関し連合会及び官公署と連絡協議すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

水先業務については、近年、種々の要因が重なり水先実績が減少傾向にあり、昨年度は過去5年の中で最低の実績となったが、今年度は外航クルーズ船の受け入れも再開され水先実績の回復が期待できる。また、酒田港の近郊にバイオマス発電所の建設が開始されるとともに、近年の洋上風力発電事業推進の一環として、酒田港内に風車等運搬船の専用岸壁を造成する検討が進められるなど、将来的には水先実績の増加が期待できる状況も見られるが、世界的な環境問題の高まりの中、当地の石炭火力発電所の存続が不安視されるなど、決して楽観できる状況ではない。

会員については、現在、東京湾水先区から滞在型の水先人1名の派出を得ており、来年度も引き続き同人の支援が得られるため、当面2名体制で業務を遂行する。

これらの状況等を踏まえ、令和5年度の事業計画を次のとおりとする。

1 重点事業

- (1) 風圧面積が大きく風の影響を受けやすい石炭船、木質チップ船及び大型客船にかかる水先業務の適正かつ円滑な遂行を確保するため、図上演習、BRM手法研究、標準操船要領の作成等、会員の技量向上及び品位保持並びに指導を適時適切に行う。
- (2) 現用の水先艇に替えTUGボートを水先艇として使用することによって嚮導船への水先人乗下船時の安全確保を図るとともに、水先業務の適正かつ円滑な遂行を推進する。

2 一般事業

- (1) 業務品質管理基準の励行、検証制度の適切な運用等による品質向上
- (2) 会員の健康管理の適正な実施
- (3) 水先業務の引受に関する事務の的確な実施
- (4) 料金收受事務、公益法人会計基準に基づく経理処理等の的確な実施
- (5) 日本水先人会連合会が企画する安全運航強調月間、水先人乗下船安全キャンペーン、IMPA Pilot Ladder Safety Survey を実施する。
- (6) 当水先区水先人等の確保に関する必要な施策への協力
- (7) 酒田水先区安全運航基準の的確な運用
- (8) 関係者（代理店、曳船会社、曳船船長、バース管理者、港湾管理者）との緊密な連携による業務品質の向上
- (9) 酒田港の安全、保安、機能発展等にかかる各種委員会、会議、訓練等への参画